

平成 2 7 年 第 3 回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 5 月 1 9 日 開会

平成 2 7 年 5 月 1 9 日 閉会

浦 白 町 議 会

浦 白 町 第 3 回 臨 時 会

平成 2 7 年 5 月 1 9 日 (火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第 3 1 号 浦白町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度浦白町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 5 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について
- 6 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結について
- 7 議員の派遣について

○出席議員 (9 名)

議 長	9 番	阿 部 敏 也 君	副議長	8 番	小 松 正 年 君
	1 番	野 崎 敬 恭 君		2 番	中 川 清 美 君
	3 番	柴 田 典 男 君		4 番	東 藤 晃 義 君
	5 番	折 坂 美 鈴 君		6 番	静 川 広 巳 君
	7 番	牧 島 良 和 君			

○欠席議員 (0 名)

○出席説明員

町	長	齊 藤 純 雄 君
副	町 長	川 畑 智 昭 君
教	育 長	浅 岡 哲 男 君
総	務 課 長	河 本 浩 昭 君
総	務 課 主 幹	石 原 正 伸 君
く	らし 応 援 課 長	加 賀 谷 隆 彦 君
く	らし 応 援 課 主 幹	中 田 帯 刀 君
長	寿 福 祉 課 長	大 平 雅 仁 君
産	業 建 設 課 長	大 平 英 祐 君
産	業 建 設 課 技 術 長	馬 狩 範 一 君
出	納 室 主 幹	武 田 郁 子 君
教	育 委 員 会 事 務 局 次 長	竹 内 富 美 代 君
農	業 委 員 会 事 務 局 長	宮 本 英 史 君
代	表 監 査 委 員	星 和 行 君

○出席事務局職員

局

書

長

記

遠 山 敏 温 君

西 川 茉 里 君

◎開会の宣言

○議 長

定刻より少し前ですけれども、全員揃っておりますので開会をしたいと思います。

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。

ただいまから、平成27年第3回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議 長

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、3番柴田議員、4番東藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案第31号

○議 長

日程第3、議案第31号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第31号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

浦臼町国民健康保険税条例（昭和41年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月19日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）および地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）に伴う改正、あわせて、平成26年度分所得額および平成27年度固定資産税額の確定により、当該条例の一部を改正する。

参考資料により、説明申し上げます。参考資料の1ページをお開きください。

平成27年5月1日に開催いたしました、国民健康保険税審議会からの答申による税率改正と、地方税法施行令の改正による改正でございます。

第2条、課税額の限度額を医療分、後期高齢者医療支援分をそれぞれ1万円増額し、51万円を52万円、16万円を17万円に改めます。介護納付金分を2万円増額し、14万円を16万円に改めます。第3条医療費分の所得割の税率を16%に改めます。

次ページをお開きください。第4条医療費分の資産割の税率を50%に改めます。第5条医療費分の均等割を3万3,000円に改めます。第5条の2、第1号特定世帯、特定継続世帯以外の世帯の均等割を55,000円に改めます。第2号、特定世帯の均等割を27,500円に改めます。第3号、特定継続世帯の均等割を41,250円に改めます。

税率を改正したことにより、第21条で7割、5割、2割についての減額の金額を改正いたします。

3ページをお開きください。

第1号が7割軽減額の改正、第2号が5割軽減額の改正、4ページの第3号が2割軽減額の改正となります。また、第2号の5割軽減の一人あたりの計算額を26万円に改めます。同じく、第3号の2割軽減の一人あたりの計算額を42万円に改めます。

第22条、減免を受けようとするものの申請期限を納期限前10日までに改めます。

本則については以上となります。

議案書の3ページにお戻りください。附則について説明いたします。

附則

（施行期日）

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 改正後の浦臼町国民健康保険税条例の本則の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成26年浦臼町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を次のように改める。

こちらにつきましては、昨年5月に改正されました税条例の一部をさらに改正するものでございます。内容につきましては、附則第14項の改正規定中、「配当所得」を「利子所得、配当所得、及び雑所得」に改め

る部分のみを平成28年1月1日からの施行に改める改正となっております。

以上が議案第31号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、牧島議員。

○7番（牧島良和君）

前段、協議会がありまして、その内容について説明を受けたところであります。まず、5月1日に行われたとする審議会の答申書、これをひとつは議会に提示いただきたいと思っております。その上で、これは期間的に言えば30年を目指すものとして非常に議会の側も町の理事者も連合議会の中での審議というのは今後かなり中身濃いものになる、と思っております。したがって、今回基金を長い時間の中でどうするかという議論がかなりあったわけでありまして、1億4000万からの基金を当時私も発言しましたけれども、やりとりの中で、それについての運用を今までしてきたと、審議会の中であるいは町も4000万、5000万の基金を残す、あるいは審議会が言われるように今後の医療費の変動に対して遡行するものとして使うと。そこまで今回来たわけですから。それで10%の基金運用から今回25%の運用ということで、私も大変評価をいたします。ただ、この25%に至った部分についてひとつはお答えいただきたいと思うところです。

それで、今後これらが4000万からの基金財源になりますから、先ほど意見も出ていたように、一般会計からの繰入についても今後の中では検討しなければならないものと私も思っていますし、今後同然こういう議論もされると思うんですけども、それについても考え方の部分で説明をいただければというふうに思います。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

25%を入れたということは全体に会員さんの負担をより軽減をする、というところの判断でありますのでもう少し詳しい部分については担当の方からお話があればと思います。

今後どうするのだ、という話ですけれども、基本的に国民健康保険税というのは入っている方で補うことが一番の形ではあります。高齢化、高度医療等々によって非常に医療費が上がってきているのも現実でありますし、また今言ったように入っている人だけで賄えないような人口減少等々もきていますので、そこはやっぱり今後一般財源を入れるときにおいて、もう少し税の公平、入っていない人が入っている人たちをどうカバーするか、そこら辺の議論は少し煮詰めていかなければならないのかな、というふうに思います。

○議 長

それと今、答申の明示ということを言われたかと思っておりますけれども。

○町長（斉藤純雄君）

それはこの後、提出いたします。

○議 長

よろしいですか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

今、町長からお答えを頂いたところでありますが、軸の足腰を私もあまり取り立てるつもりはないですが、国民健康保険については、保険者なんですね、会員ではないです。そのところの軸の、あるいは位置づけとしての、正確さを共々しっかり持っていかなければならないのかなと思い、あえて言わせていただきます。

30年を目指す中で、どうなっていくのか、というのは私の考えを述べたところであるけれども、全道一律にしていく、なんていう乱暴なやり方はまさに医療の、地域での、かかる側の権利を失っていくものだと私は思っているんですね。だから、全道一律というのは後の議論になるだろうと思うけれども、私は基本的に反対です。そのところについても議論をされていくと思うんですが、保険者が医療を受けるときに国は、今の発言を頂いて、訴えておきたいことなんですが、加入者が賄う、あるいは、保険者ともども受益にあたる、これは社会主義的な保険制度で、歴史的には一番古い社会の仕組みなんですね。国はどう考えているかというと、国もこの国民健康保険に対してはお金を出しているわけですよ。ですから、賄う者だけでその財源をあがなう、というのは正確でないということを指摘しておきたいと思うのですが。二点について指摘をさせていただきましたが、いかがですか。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

私の言葉が足らずで申し訳ありませんでした。私もそんなに詳しく保険制度を理解しておりませんが、国、道の交付金以外は加入者で賄う、それが基本だということは私自身も理解しております。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第31号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第31号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

○議 長

日程第4、議案第32号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷くらし応援課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

議案第32号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年5月19日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

本補正予算につきましては算定規則になります、課税標準額の減によりまして、保険税率がかなり増となるため、その負担軽減を図るため、基金から補填することを目的とした補正となっております。

なお、歳出におきましては2款1項1目空知中部広域連合納付金の財源更正となっております。歳入についてご説明を申し上げます。5ページ、6ページをお開きください。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税2,316万7,000円の減額でございます。1節一般被保険者医療給付費現年課税分、2節一般被保険者後期高齢者支援金現年課税分、3節一般被保険者介護納付金現年課税分におきまして、基金繰入の増による減額となっております。

2目退職者被保険者国民健康保険税363万3,000円の減額でございます。1節退職被保険者医療給付現年課税分、2節退職被保険者後期高齢者支援金現年課税分、3節退職被保険者介護納付金現年課税分もついても同様、基金繰入の増によります減額となっております。

5款繰入金、2項1目基金繰入金、2,679万7,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金によるものでございます。

以上が議案第32号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第32号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第32号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第33号

○議 長

日程第5、議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本総務課長。

○総務課長(河本浩昭君)

議案第33号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成27年5月19日提出

浦臼町長 斉藤純雄

本議案につきましては、福祉センター耐震補強等改修工事につきまして、平成27年5月13日指名競争入札に付しました結果、株式会社砂子組代表取締役 砂子 邦弘氏が1億6,092万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成27年度福祉センター耐震補強等改修工事、契約の方法は最低制限価格適用の指名競争入札、契約の金額は1億6,092万円、うち消費税額1,192万円、契約の相手方は奈井江町字チャシュナイ987番地10、株式会社砂子組 代表取締役、砂子邦弘氏でございます。以上が議案第33号の内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、牧島議員。

○7番(牧島良和君)

3点お伺いをいたします。この入札については何社あったのか。最低制限価格を適用されたということですが、この価格はいくらですか。3つ目にこの耐震の工法といいますか、わかりやすい形での説明を頂きたいと思います。

○議 長

答弁願います。

河本総務課長。

○総務課長(河本浩昭君)

只今のご質問にお答えいたします。まず入札の参加業者でございますけれども、7社となっております。次に最低制限価格につきましては、1億6,022万2,320円となっております。落札率については90.70%となっております。次に、工法でございますけれども、斜めPC鋼材付き外フレームPC工法でございます、ブレスを入れるような形の工法となっております。以上でございます。

○議 長

他に質問ありませんか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

あえてわかりやすい、と求めたので。鉄筋があるのか、コンクリートがあるのか、外側にクロスしてつくのかな、ということですが、もうちょっとわかりやすくなりますか。

○議 長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長(馬狩範一君)

質問にお答えします。

補強ですが、壁の外面に補強いたしまして、コンクリート等の材ではなく、PC線、要は鉄線によるブレスの補強という形になっております。

補足と致しまして、耐震壁も別に3ヶ所設けるという形の設計となっております。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第33号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第33号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第34号

○議 長

日程第6、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平産業建設課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

議案第34号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成27年5月19日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、昭和39年4月1日、浦臼町条例第16号議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例第2条にもとづき、提案するものでございます。

1. 契約の目的につきましては、公営住宅長寿命化計画に基づく、平成27年度 社会資本整備総合交付金事業、鶴沼第2団地新築、建築工事でございます。工事の場所につきましては、旧鶴沼第2団地跡地に建築するものでございます。工事の概要につきましては、鉄筋コンクリート造、2階建て、1棟4戸を3棟建築するものでございます。および駐車15区画、および外装工事を行うものでございます。工期につきましては契約の日の翌日から平成28年1月25日までとなっております。

2. 契約方法につきましては、指名競争入札（最低制限価格適用）でございます。

3. 契約の金額につきましては、2億5,704万円、うち消費税額1,904万円でございます。

4. の契約の相手方につきましては、三鉦・今田経常建設共同企業体、代表者 砂川市東1条南18丁目1番31号、三鉦建設株式会社 代表取締役社長 三塚郁夫氏。構成員といたしまして、樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地の112号、株式会社今田建設代表取締役 今田幸男氏でございます。

以上が議案第34号の内容でございます。ご審議をいただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、牧島議員。

○7番（牧島良和君）

前議案と同じように入札社数、それから最低制限価格についてお尋ねをいたします。併せて、先には監督業務の関わりで色々問題もありました。これについては当然この中での監督業務が入っているものと理解しますが、それでよろしいですね。

○議 長

大平産業建設課長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

牧島議員の質問にお答えします。先に、参加業者と最低制限価格について申し上げます。入札参加業者は7社でございます。最低制限価格につきましては2億3,497万200円となっております。

○議 長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

監督業務というのは、施工管理委託という質問かと思えます。それについては、工事費の中には入っておりません。別契約でコンサルタント会社と契約しております。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第34号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第34号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第7

○議 長

日程第7 議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これが派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成27年第3回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時25分